

議案第 37 号

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

橋本市ふるさと応援基金条例(平成20年橋本市条例第33号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(処分) 第7条 基金は、次に掲げる事業等に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 <u>(1) 産業の振興に関する事業</u> <u>(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関する事業</u> <u>(3) 住み続けられる魅力あるまちづくりに関する事業</u> (4)・(5) 略</p>	<p>(処分) 第7条 基金は、次に掲げる事業等に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 <u>(1) 働けるまちづくりプロジェクト</u> <u>(2) 安心して住み続けられるまちづくりプロジェクト</u> <u>(3) みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクト</u> (4)・(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の橋本市ふるさと応援基金条例第7条第1号から第3号までに掲げる事業等に要する費用に充てることを指定して寄付された寄付金に係る部分の基金の処分については、なお従前の例による。